

第 87 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 平成 30 年 6 月 25 日（月）10 時 00 分～12 時 00 分
2. 場 所 神戸市役所 1 号館 14 階 AV1 会議室
3. 出席者
 - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）
荒川雅行、柴田眞里、吹田勇人、竹内由美、玉置久、灘本明代、西村裕三
 - (2) 実施機関の職員
保健福祉局健康部健康政策課長
保健福祉局健康部健康政策課担当課長
市長室広報戦略部広聴課長
行財政局主税部市民税課長
保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課長
保健福祉局障害福祉部障害者支援課長
建設局防災部防災課治山砂防担当課長
ほか
 - (3) 事務局の職員
市民参画推進局参画推進部長、市民情報サービス課長、企画調整局情報化戦略部担当課長
ほか
 - (4) 傍聴者
なし
4. 議 題
 - (1) 審 議
 - ①健康とくらしに関するアンケート調査の実施に伴う住民基本台帳データの利用及び調査結果の電子計算機処理について
 - ②神戸市民からの情報提供ツール（スマホ投稿アプリ）の導入について
 - ③個人住民税の公的年金からの特別徴収事務における国民健康保険料に係る情報の利用について
 - ④フレイルチェック結果の経年管理のための住民基本台帳情報の利用について
 - ⑤国民健康保険及び後期高齢者医療給付情報を利用した介護保険第三者行為求償事務について
 - ⑥高額障害福祉サービス等給付における介護保険サービス給付情報および介護扶助給付情報の利用について
 - ⑦阪神大水害デジタルアーカイブの情報収集に伴う住民基本台帳情報の提供について
5. 議事要旨
 - (1) 審 議
 - ①健康とくらしに関するアンケート調査の実施に伴う住民基本台帳データの利用及び調査結果の電子計算機処理について

保健福祉局健康部健康政策課から、健康とくらしに関するアンケート調査の実施に伴う住民基本台帳データの利用及び調査結果の電子計算機処理について、条例第7条（収集の制限）、条例第9条（利用及び提供の制限）、及び条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 員 この件は2度目の諮問になりますね。前は匿名性について曖昧な表現があると委員の方からご意見があり保留となりました。今回はその点を修正して再度諮問されたということです。どうぞご意見がありましたらお願いします。
- 委員 員 アンケート回答に無いものは住所ぐらいだと思いますが、わざわざ個人情報と突合しないといけないのはなぜですか。
- 健康政策課 本調査はコホート調査を考えております。我々が展開する施策の評価にも用いますので、継続してこの方々に回答をお願いすることになります。そのために住所などの個人情報が必要となります。
- 委員 員 わかりました。もう一つは文面のことなのですが、基本は匿名とうたっておいて、最後の方で個人情報と突合しますが厳重に管理します、などの文章が出てきます。個人情報の取り扱いについて、文章全体に散在しているので、集めた方がよいのではないのでしょうか。
- 委員 員 15 ページの個人情報の取り扱いについてのところで、大学等の研究機関への個人情報の提供について「同意されない方を除いて」という言い回しになっていまして、意味が理解しづらいです。
- 健康政策課 これはオプトアウト規定を用いておりますので、同意を得るわけではありません。同意しません、と意思表示していただいた方については匿名化した情報であろうが渡しませんよ、ということです。
- 委員 員 二重否定の文章になっており、読み手に理解しづらいのではないですか。
- 健康政策課 例えば、「同意されない方の情報は提供いたしません」という表現に変えることはできるかもしれませんが。同意されない方に焦点を当てるといま申し上げた表現ですし、同意されないことを表明しない大多数の方々に焦点を当てると、原案どおりの表現になると思います。
- 委員 員 逆に、「同意します」にチェックを入れさせるようなことにはできないです

か。

- 健康政策課 この枠組み自体が、この調査を匿名化して研究機関に渡すことについて、書いていただいている段階で同意はすでに得ている、ということが前提で成り立っています。
- 委員 市民に分かりやすい文面にしてください。そういう意味では 25 ページの下段の最後のところが他より字体が小さい。市民にあまり読ませたくないのかな、と思ってしまうのでは。
- 健康政策課 最初は紙面の都合で小さくせざるを得なかったのですが、文字の大きさを揃えることは可能です。
- 委員 大事なことなので、市民がしっかり確認できるようにしてもらいたいと思います。
- 健康政策課 わかりました。
- 委員 他にご意見はございませんでしたら、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
神戸市民の生活状況や、福祉に関わるくらし全般の状況、及び健康課題の現状を把握・分析するに当たり、住民基本台帳情報を利用して無作為に抽出した神戸市民 2 万人を対象にアンケート調査を実施し、生活習慣や健康状態に関する個人情報を収集すること、2 つ目にアンケート結果を評価・検討するに当たり、電子計算機処理することは、適切な政策形成や政策評価に寄与するものであり、公益に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

②神戸市民からの情報提供ツール（スマホ投稿アプリ）の導入について

市長室広報戦略部広聴課から、神戸市民からの情報提供ツール（スマホ投稿アプリ）の導入について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。
- 委員 資料の 2 ページに利用者情報が列記されていますが、職業などは任意ではないのですか。情報の信頼性のために氏名とか住所とか電話番号を入力させるのは必要と思いますが、生年月日や職業、勤務先の区名とかは必要です

か。

- 広 聴 課 必須入力を予定しています。在勤者の場合、住所は市外なので、市内在勤を確認するために入力していただく予定です。
- 委 員 データを集めすぎではないですか。職業とか勤務先とか、普通書かないでしょう。もうちょっと気軽に登録ができないものですか。誕生年もいらぬのでは。
- 広 聴 課 ご意見をいただいたので、検討させていただきます。
- 委 員 今の質問に関連しますが、選択肢があるのですね。公務員とか民間企業とか。他にどういう選択肢があるのですか。
- 広 聴 課 詳細はまだ決めていません。公務員、自営業、会社員、そういった選択肢が考えられるのかなと思います。
- 委 員 目的との関係性から考えて、それらの項目は任意でよいのではないのでしょうか。道路や遊具にひびが入っているのを通報するためのものなので、もうちょっと気楽に使えるほうがよい。適当なものを投稿されるのは困るから氏名とか住所は入力してくださいね、というのは理解できます。市民から見たら、重いシステムだなと感じます。
- 広 聴 課 我々もできるだけ多くの市民にご利用いただきたいと思っておりますので、そこはハードルを下げて気軽に使っていただけるようにしていきたい。
- 委 員 スマホを使いこなしている若者たちには是非使ってもらい、地元に関心を持ってもらえるツールになればいいなと思います。
- 委 員 個人情報保護という観点からは外れるが、なるべくたくさん情報を集めたいのか、得られた情報から世代別などの統計をとりたいのか、それによって対応が変わると思います。こういうシステムは、悪意を持った一部の者がいるとうまく運用できないことが多いので、信憑性をあげるために個人情報入力が必要であるということをうまく利用者に伝えるような案内があれば、みんな利用してくれるのではないかと思います。
- 広 聴 課 公共施設の不具合について、現状では職員が目が行き届かないところがあります。市民の皆さんからの情報を、ハード系だけではなく例えば古い看板がいつまでも設置されているとか、幅広く情報を多くの情報を集めようと

するのが趣旨です。統計情報を得るのが目的ではなく、タイムリーに投稿いただきたいと考えております。

○委員 利用目的として、統計情報はあくまで二次的なものであるということですね。

○広聴課 はい。

○委員 想定される利用者数約7,500人とは、どのような根拠ですか。

○広聴課 このアプリについては千葉市で先行導入されており、約5,000件の実績があります。人口規模で考えると約7,500人くらいになると考えております。

○委員 いろいろご意見が出ましたが、収集する目的に照らして必要な個人情報を収集するようにしてください。必要のない情報はできるだけ収集はしないように考えていただきたい。

○委員 他にご質問がございましたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
神戸市民から、道路や公園遊具の不具合等の、地域で起きている課題を投稿していただく情報提供ツールを導入し、利用者や投稿内容に関する個人情報の電子計算機処理をすることは、市民が参画する形で、地域における課題の解決を図ることに寄与するものであり、公益に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

③個人住民税の公的年金からの特別徴収事務における国民健康保険料に係る情報の利用について

行財政局主税部市民税課から、個人住民税の公的年金からの特別徴収事務における国民健康保険料に係る情報の利用について、条例第9条（利用及び提供の制限）及び条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 公的年金から国民健康保険料を徴収しなくてはならなくなった経緯は、どういったものですか。

- 国民年金医療課 法令の改正に伴うものです。
- 委員 確認ですが、今まで特別徴収を行っていた項目に、今回新たに国民健康保険料が追加されるので、おのずとデータも必要になる、ということですね。
- 国民年金医療課 そのとおりです。後期高齢者医療と国民健康保険のどちらかが該当することになります。これまでは年代の高い方だけが対象でしたが、それ以下の年代で国民健康保険の方々も対象になってきます。市民の方々の利便性の向上と行政事務の効率化が期待できると考えております。
- 委員 図面で、第 41 回の保護審で諮問済みのシステムの横に国民健康保険システムとあるのは、このためですね。ということは、第 41 回の保護審で通っているものが現在の基準で見ても大丈夫なのであれば、自ずと今回も大丈夫、と考えられるということですね。
- 国民年金医療課 はい。システムとセキュリティなどについては同等のものと考えております。
- 委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
平成 30 年 10 月に公的年金からの国民健康保険料の特別徴収が開始されるに当たり、国民健康保険料データを利用して電子計算機処理することにより、公的年金から国民健康保険料や所得税等を控除した後の額から、個人住民税の特別徴収が可能か否かの判断を行うことは、個人住民税額の正確な把握と円滑な納付に寄与するものであり、ひいては市民サービスの向上に資すると認められます。また、個人情報保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

④フレイルチェック結果の経年管理のための住民基本台帳情報の利用について

保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課から、フレイルチェック結果の経年管理のための住民基本台帳情報の利用について、条例第 9 条（利用及び提供の制限）及び条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 員 確認ですが、資料のシステム図では、住民基本台帳情報がこうべ健康いきいきサポートシステムの中に入っているように見えるのですが、これは情報の複製をこのシステムの中に入れるのか、システムの外にある基本情報を

取るようになっているのか、どちらなんですか。

- 国保年金医療課 いきいきシステムの中にミニ住記ともいうべき、いきいきシステムで使う項目に限った住記のデータが保存されています。こちらは過去の審議会で諮問して答申をいただいています。今回の変更により、そこからフレイルチェックを受けた方だけの情報を見に行く形になります。
- 委 員 システムの中にデータが入っている、という理解でよろしいか。
- 国保年金医療課 はい。
- 委 員 確認ですが、別図の左側の「変更前」は、現在のいきいきシステムが導入される前の図に見えるのですが、今回のタイミングでいうと前々回の状況ですね。
- 国保年金医療課 はい。
- 委 員 現行のフレイルチェックシステムは、スタンドアロンではないですね。
- 国保年金医療課 違います。
- 委 員 すでに図の右側のようなシステムが出来上がっている中に、ここにあるような仕組みを取り入れて、過去のを継続して蓄積していくシステムにしようとしている、という理解でよいですか。
- 国保年金医療課 そうです。前回諮問させていただいた時は、スタンドアロンのシステムでした。スタンドアロンのシステムからよりセキュリティの高いシステムへ移行する場合は諮問を除外するという規定がありまして、そこで一旦、フレイルシステムはいきいきのサブシステム化を図っています。今回はフレイルチェックを受けた方に対して、住記情報の利用を新たに行いたいということで、諮問させていただいています。
- 委 員 つまり、現在動いているのは、右側の図の赤い枠部分がないシステムということですね。そうすると、現在市民とのインタラクションは、どこが担っているのですか。左側の図では国保年金医療課のところから矢印がたくさんあって市民とのやりとりが発生していますが、右側の図ではどのようになっていますか。
- 国保年金医療課 同じように国保年金医療課でフレイルチェックを実施し、質問票を書いて

もらって、一旦本人が書かれた質問票の情報は、フレイルシステムの中に取り込みます。ただ、住所というのは変わっていきますので、キーとして取り込んだ質問票の中から性別であるとか住所とか生年月日とかをキーに、正しい住記情報を常に参照できるようにしたいということです。

○委員 ということは、片や市民からの情報収集してシステムに取り込むというルートでもあって、片や住記系の情報も取り込むルートもあって、両方の情報を突合させるようなシステムにしようということですね。これを追加するだけですから、従来のいきいきシステムやフレイルチェックシステムはセキュリティの中にあるので、特段の問題ない、ということですか。

○国保年金医療課 そうです。

○委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。

加齢に伴う筋力や心身の活力の低下により、要介護状態に移行しやすい「フレイル」を早期発見するための、フレイルチェック実施結果を、こうべ健康いきいきサポートシステム内のフレイルチェックシステムに登録するに当たり、質問票に記入された本人情報を、住民基本台帳情報と突合して、同システムに取り込むということです。それによりまして、登録する者の同一性の確保と、結果の継続的な管理に寄与するものであり、効果的な事後指導等の観点から、市民サービスの向上に資すると認められます。さらには、個人情報保護の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑤国民健康保険及び後期高齢者医療給付情報を利用した介護保険第三者行為求償事務について

保健福祉局高齢福祉部介護保険課から、国民健康保険及び後期高齢者医療給付情報を利用した介護保険第三者行為求償事務について、条例第7条（収集の制限）、条例第9条（利用及び提供の制限）、及び条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 手続き的に、被保険者からの届出が必要なんですね。

○介護保険課 そうですね。実際に個人情報を扱いますので、関係する損保会社等に対して、本人から同意を受けて、代わりに神戸市から照会をかけています。そのために、同意書をいただいています。

- 委員 届出というのは同意書のようなものですか。
- 介護保険課 そうです。資料の12ページに添付しています。
- 委員 圧倒的に交通事故が多いですか。
- 介護保険課 そうですね。現状でも、本人から交通事故で要介護になったという話があった場合には、第三者求償を行っているのですが、要介護になるのは治ってからしばらく経ってからというのが多く、因果関係の把握が難しいので、こういったリストを参考に追跡していこうとしております。
- 委員 国民健康保険や後期高齢者医療で給付を受ける際に、第三者行為によるものかどうかというのは、データの中に記録されているのでしょうか。
- 介護保険課 医者の方で診立て、あるいは、患者から話があれば、診療報酬の請求書の方に第三者行為疑いと書かれます。あとは、点検員が点検する際にその治療内容から第三者行為が疑われるものについては、第三者行為疑いと記載されますので、そういった記載があるものについては、候補として請求が届きます。その後、介護保険と突合させていくわけですが、もちろん、話の中で関係ないことが分かれば、対象から外していくことになるのですが、そうであると分かったものについては、損保会社等とのやり取りをしていくこととなります。
- 委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
介護保険給付において、第三者行為が疑われる被保険者に対して被害の届出勧奨を行い、第三者行為求償を実施するに当たり、国民健康保険及び後期高齢者医療のレセプト情報を利用して、介護保険被保険者情報と突合し、届出勧奨の対象者を抽出するということです。それによって給付の適正化を図ることができ、公益に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑥高額障害福祉サービス等給付における介護保険サービス給付情報および介護扶助給付情報の利用について

保健福祉局障害福祉部障害者支援課から、高額障害福祉サービス等給付における介護保険サービス給付情報および介護扶助給付情報の利用について、条例第7条（収集の制限）、条例第9条（利用及び提供の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人

情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 資料別図の9条や11条と記載されていますが、9条と書いてある矢印は、その方向でその項目名のデータが流れていくということですか。
- 介護保険課 はい。
- 委員 データの流れだとした場合、例えば、一番上の9条の矢印は福祉情報システムから共通基盤を通過して介護保険システムに流れている。下のほうでは逆に、介護保険システムの国保連実績情報から共通基盤を通過して福祉情報システムに流れている。システムが二つあったときの、同じデータが双方向で流れているように見えます。
- 介護保険課 図面では同じ情報が行ったり来たりしているように見えますが、実際には福祉情報システムから出た情報に介護保険システムの情報を付与して返すこととなります。
- 委員 つまり、同じ9条という矢印ですが、同じデータがそのまま流れていくのではなく、例えば図上の(1)では8割方のデータが流れるが、その後処理をして、介護保険システムから福祉情報システムへの矢印では何かデータがプラスされて流れる、ということですか。
- 介護保険課 そうです。介護保険の方で、65歳以前に利用していたかどうかとか、介護の中で障害相当サービスを利用されていたかどうか、そういった条件を付けた上で、情報を付与して送り返しています。
- 委員 なるほど。それは図上のどこを見れば分かりますか。
- 介護保険課 9条関係を整理しますと、福祉情報システムの情報が介護保険システムに流れますが、福祉個人番号ですとか、介護保険被保険者番号、サービス利用年月などの情報があります。その後、介護保険側で、介護保険サービスの利用負担割合などの情報を付与して福祉情報システム側に戻ってまいります。
- 委員 そこでは何の情報が付与されますか。
- 介護保険課 障害福祉相当の介護保険サービスにかかる結果情報ですね。そして、介護保険側で判断すべき条件がありますので、それらの情報を付与しまして、再

び、9条の矢印で福祉情報システム側に戻ってくると。それが、福祉個人番号、介護保険被保険者番号、生年月日、サービス種類など、一部渡したデータと重複したデータもありますが、新たに介護保険側で付与したデータも加えて返ってくるというイメージです。

○委員 図面では9条と11条が入り組んでいてややこしいのですが。データの的に考えると、福祉個人番号とかサービスに係わる情報は、もう少しクラスレベルが上のデータですよ。データの構造上の流れがこの資料図では一緒に書かれている。例えば、福祉個人番号は、11条の赤字で書かれているうち、自己負担額などの情報がここで付加されているという内容は、この図では書きづらいですか。この図に書かれてあるデータの構造レベルが違うので、結局何が足されていて何が足されていないのか、図面では分かりづらい。2つ目として、データが足されて右のシステムに行ったり左のシステムに行ったりしているというのはよいのですが、下の(5)のところの9条の矢印にはUSBメモリが描かれていて共通基盤を通っていないのですが、データの防衛という点から考えるとUSBメモリで個人情報を受け渡しするのは危険なんじゃないでしょうか。これは共通基盤を通す形にはできないのですか。

○介護保険課 すべてを共通基盤経由でやり取りできると確かにセキュリティレベルが向上するのですが、今回の併給調整の計算が非常に複雑で、一部はシステム内のアプリケーション内で計算させるのが難しく、別のエクセルデータで計算することを考えています。そのデータのやり取りについてもUSBメモリで行うことになるので、合わせて対応しようとしています。また、システム的な対応については予算的なものもあり、やむを得ずUSBメモリを使うこととなります。

○委員 理解はしましたが、そうでしたら、セキュリティ的な観点から、USBメモリでデータの受け渡しをするときに、ファイル自体の暗号化や、パスワード付のUSBメモリを使用するか、持ち出さないようにUSBメモリに連番を付番するか、そういう対策もされるでしょうか、そういう事を資料に書かれた方がよいと思います。

○介護保険課 わかりました。

○委員 電子計算機の運用について、端末機の操作のところにはほぼ定型な文言が記載されていますが、今回は端末機が関係するのですか。実施内容のところであまり端末機という言葉が現れなかったのが、気になりました。もう一つは、説明の部分でシステムと呼んでいるのに、個人情報保護のところではい

きなりサーバーという言葉が出てきた。どこがサーバーに相当しているのか、ということと、最近システムが変わってきて仮想サーバーという話も出てきています。データの利用の話は図面に記載されているが、システムのほうでの安全性というのは、少し補足された方が分かりやすいと思います。ただ、さきほど委員のご質問からの話で、基本的には守られた中からファイアーウォールを介した共通基盤を通してのデータの移行と、きっちり管理された USB メモリでの移行ということですから、それぞれのサーバーでは守られているということなら、大丈夫なんでしょうけれども、何かこの書き方が旧態依然としているような感想を持ちました。

○委員 員 いまのご指摘で、文章表現を直すことは可能ですか。

○介護保険課 はい。

○委員 員 他にご意見がないようでしたら、先ほどのセキュリティ面からのご指摘を踏まえたうえで、審議会の答申の方向性をまとめたいと思います。
障害者支援法の改正に伴い、高額障害福祉サービス等給付費、年額高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、及び介護扶助との併給調整を行うため、各給付事業で保有する個人情報を利用して電子計算機処理することは、高齢障害者の介護保険サービス移行後に早期に利用負担の軽減ができるようになり、市民サービスの向上に資すること、併給調整の正確な事務処理ができ、公益に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の結論としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑦阪神大水害デジタルアーカイブの情報収集に伴う住民基本台帳情報の提供について

建設局防災部防災課から、阪神大水害デジタルアーカイブの情報収集に伴う住民基本台帳情報の提供について、条例第9条（利用及び提供の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 員 当時 15 歳以上の方が対象というのは、議論があったと思うのだが、なぜそうされたのでしょうか。

○防 災 課 実は昨年度、昭和 42 年に神戸で同じような大きな土砂災害からちょうど 50 年という節目でした。昨年度実施した際には、個人情報を得た上で案内を送付するといったやり取りはしておらず、基本的にはインターネットや広報誌を使った呼びかけで募集しました。50 年ということであれば 10 歳前後

で体験された方が還暦を迎える状況であり、比較的情報を得やすかったのですが、さすがに 80 年となるとそういった方法では直接経験された方からの情報は得られないだろうと考えました。もう少し対象年齢を下げても 90 歳の方から情報を得ることも考えてみましたが、やはり事務量もあり限られた時間の中で行わねばならないこと、そして、そのぐらいの年代の方については過去にすでにたくさん情報は寄せられているので、実際に情報を得られていない世代がおそらく 95 歳以上の方々からだろうということで、あえてその世代をターゲットに情報を得ようと今回このような仕組みとなりました。

○委員 市民参画推進局の方でデータを作り、神戸市民を対象に委託業者がダイレクトメールを送るとのことですよね。

○防災課 基本的に、ダイレクトメールの送り先は神戸市民です。

○委員 元神戸市民というよりは、いま現在、神戸市に住んでおられる人が対象ということですね。データで宛名ラベルを作ってもらって、その後委託先のデータは消してもらおうということが資料に書かれているのですが、5 ページの図を見ると、情報提供というのがダイレクトメールの送付先、つまり委託先に返っている。これでは、宛名ラベルの情報を消しても、それと同等の情報が委託業者に返ってくるので、個人情報を業者に見られてしまいますよね。

○防災課 情報の流れとしては、ダイレクトメールが届いて、その中に情報を寄せていただくための紙を仕込んでいるので、そこに書いていただいたものが委託先に郵送で返って来ることになります。

○委員 返ってきた情報も契約の中できっちり管理していくということですね。送付するデータだけじゃないですから。

○防災課 そうです。先ほどの広報を通じて得られた情報などと同じように管理のうえ取り扱います。

○委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
国や県、関係市により構成された阪神大水害 80 年実行委員会において、阪神大水害デジタルアーカイブを作成するに当たり、住民基本台帳情報を提供して、阪神大水害当時の状況を知る可能性のある市民から情報を収集することは、当時の経験・記憶を後世に伝えることができ、公益に資すると

認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

○委員 以上で、本日審議いたしました諮問案件につきましては、審議会としての方向性については結論が出ていますので、文言等の調整は、事務局と私に一任いただけますでしょうか。

○委員 異議なし。

(2) その他

①処理システムへの情報項目の追加について（報告）

事務局から、処理システムへの情報項目の追加について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）第 1 号関連の「個人情報を電子計算機処理することについて」類型 4 に基づき、報告がなされた。

○委員 ただ今の報告について、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員 （質問等なし。）

②ホームページへの機密情報掲載事案を受けたセキュリティ対策について（報告）

事務局から、ホームページへの機密情報掲載事案を受けたセキュリティ対策について、説明がなされた。

○委員 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員 （質問等なし。）

○委員 他に連絡事項等ありますか。

○事務局 次回の審議会は、8月の下旬から9月にかけて日程調整させていただいたうえで開催したいと考えております。よろしくをお願いします。

○委員 それでは、これをもちまして、第 87 回神戸市個人情報保護審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。